

養護老人ホーム運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市社会福祉法人に対する助成に関する条例（平成17年山口市条例第92号）第1条の規定による社会福祉法人に対する補助金で、当該社会福祉法人が本市の区域内に所在する公営の養護老人ホームを譲り受け、民設民営により管理運営を行う場合に措置機能を継続させることを目的として、社会福祉法人に補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 本補助金の交付対象者は、本市の区域内に所在する公営の養護老人ホームを民設民営化により譲り受け、養護老人ホームを設置及び運営しようとする社会福祉法人（以下「法人」という。）とする。

(交付対象、交付金額及び交付期間)

第3条 補助金の交付対象は、措置機能継続に要する運営経費とし、毎年度の予算の範囲内とする。

2 補助金の交付金額の算定方法は、別に定める。

3 補助金の交付期間は、民営化後、開設日を含む年度を初年度として3年間を限度とする。

(交付申請)

第4条 法人は、毎年度の4月末日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に、当該年度にかかる次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、養護老人ホームの開設初年度にあつては、その開設日から1箇月以内に交付申請を行わなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、法人に通知するものとする。

(請求)

第6条 法人は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第7条 市長は、前条の請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を法人に交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付の決定にかかる金額の範囲内で、概算払いにより交付することができるものとする。

(実績報告)

第8条 法人は、毎年度終了後速やかに、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績調書

(2) 収支決算書

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書等の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、

適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により、法人に通知するものとする。

（精算）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が、当該確定した額を超えるときは、期限を定めて、当該超える部分に相当する額の補助金を返還させるものとする。

（決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、法人が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（2）補助金を目的外に使用したとき

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。